

資料編

資料1 対象化学物質選定の考え方

資料2 平成13年度PRTRパイロット事業における報告のしかた

資料3 非点源排出源からの排出量の推計方法等

資料4 点源の排出量・移動量に付帯する集計結果

資料5 平成13年度PRTRパイロット事業の実施に関するアンケート調査票

資料 1

対象化学物質選定の考え方

化学物質排出把握管理促進法の対象化学物質は化学物質排出把握管理促進法施行令により第一種指定化学物質が354物質(物質群を含む。以下同じ。)、第二種指定化学物質が81物質定められているが、これらは平成12年2月の中央環境審議会(環境庁)、生活環境審議会(厚生省)及び化学品審議会(通商産業省)の答申に基づき指定されたものである。

平成12年2月の3審議会の答申に示された対象化学物質選定の考え方の概要は以下のとおりである(詳細については3審議会の答申を参照されたい)。

. 物質選定の基本的考え方

化学物質排出把握管理促進法では、2種類の対象化学物質を政令で定めることになっている。まず、PRTR及びMSDSの対象化学物質となるのが「第一種指定化学物質」であり、法第2条第2項において、

当該化学物質が人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるもの、

当該化学物質の自然的作用による化学的变化により容易に生成する化学物質が に該当するもの、

当該物質がオゾン層を破壊し、太陽紫外放射の地表に到達する量を増加させることにより人の健康を損なうおそれがあるもの、

のいずれかに該当し、かつ、

その有する物理的化学的性状、その製造、輸入、使用又は生成の状況等からみて、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存すると認められる化学物質で政令で定めるものとされている。

また、「第二種指定化学物質」はMSDSのみの対象となるが、法第2条第3項において、上のから のいずれかに該当し、かつ、

、その有する物理的化学的性状からみて、その製造量、輸入量又は使用量の増加等により、相当広範な地域の環境において当該化学物質が継続して存することとなることが見込まれる化学物質

で政令で定めるものとされている。

ここで、～は有害性の要件、及び～は暴露性の要件であり、対象化学物質の選定は有害性と暴露性の両面から行われることとなる。

第二種指定化学物質は、第一種指定化学物質と有害性の要件は同じであるが、暴露性の要件が第一種指定化学物質より緩くなっている。これは、第二種指定化学物質は第一種指定化学物質より環境中へ排出される可能性が低いものであり、MSDSの交付は必要であるが、現時点でPRTRの対象とする必要はない、という趣旨によるものである。

. 対象化学物質の選定基準

基本的に、次に示す「1. 有害性」と「2. 暴露性」の両方の選定基準に該当する化学物質を、「第一種指定化学物質」または「第二種指定化学物質」として選定した。

1. 有害性

有害性を判断するための項目としては、原則として国際的に信頼性の高い専門機関でデータの評価が行われている項目や、統一的な試験方法により物質相互の比較が可能なデータが得られている項目として次の項目を用いた。

人の健康を損なうおそれに関する項目

- ・発がん性、変異原性、経口慢性毒性、吸入慢性毒性、生殖／発生毒性（催奇形性を含む）、感作性

動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれに関する項目

- ・水生生物（藻類、ミジンコ、魚類）に対する生態毒性

オゾン層の破壊により人の健康を損なうおそれに関する項目

- ・オゾン層を破壊する性質

物質選定に用いた有害性に関する各項目は、その優先性や選定範囲を検討するため、いくつかの有害性の強さに分類を行った。定性的な評価を行う項目(発がん性など)については、その証拠の強さ(確からしさ)の程度に応じ、採用する情報源の分類方法を参考として分類し、また、定量的な評価を行う項目(経口慢性毒性、生態毒性など)については、無毒性量(NOAEL)または最大無影響濃度(NOEC)等のオーダーにより分類した。有害性の各項目はそれぞれ異なる作用を表すものであることから、有害性毎の分類を組み合わせた最終的な分類の設定などは行わず、有害性の項目毎に、一定程度以上の分類のものを対象とすることとした。

具体的選定基準は、次のとおり（第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質に共通）。

(1) 発がん性

クラス	評価方法	機関名	IARC	EPA	EU	NTP	ACGIH	日本産業衛生学会
1	人発がん性あり (1機関以上)		1	A	1	a	A1	1
2	人発がん性の疑いが強い (IARCで2A又は2B 又は複数機関)		2A 2B	B1 B2	2	b	A2 A3	2A 2B

(2) 変異原性

EU の人に対する変異原性に関する証拠の程度によるカテゴリー分けに加え、EHC、BUA、ECETOC、SIDS、通産省が作成した既存化学物質安全性評価シート、労働省及び厚生省で行った細菌を用いる復帰突然変異試験及びほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験等の情報により、次に該当するもの。

- 1) in vivo 試験において陽性であるもの
- 2) 細菌を用いる復帰突然変異試験の比活性値が 1000 rev/mg 以上であり、かつ、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験が陽性であるもの
- 3) ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験の D20 値が 0.01 mg/ml 以下であり、かつ、細菌を用いる復帰突然変異試験が陽性であるもの
- 4) 細菌を用いる復帰突然変異試験の比活性値が 100 rev/mg 以上であり、かつ、ほ乳類培養細胞を用いる染色体異常試験の D20 値が 0.1 mg/ml 以下のもの。なお、気体または揮発性物質については低濃度において陽性を示すもの
- 5) 異なるエンドポイント（遺伝子突然変異誘発性、染色体異常誘発性、DNA 損傷性）をみる in vitro 試験のいくつかにおいて陽性の結果が得られている等により 1) ~ 4) と同程度以上の変異原性を有すると認められるもの

(3) 経口慢性毒性

クラス	経口慢性毒性			
	水質基準値(WHO、EPA、日本)(mg/l)	NOAEL(NOEL)(mg/kg/day)	I R I S等 LOAEL(LOEL)(mg/kg/day)	農薬 ADI(mg/kg/day)
1	0.001 以下	0.01 以下	0.1 以下	0.0001 以下
2	0.01 以下	0.1 以下	1 以下	0.001 以下
3	0.1 以下	1 以下	10 以下	0.01 以下

(4) 吸入慢性毒性

クラス	吸入毒性			
	大気基準 (mg/m ³)	NOAEL(NOEL)(mg/m ³)	I R I S等 LOAEL(LOEL)(mg/m ³)	
1	0.001 以下	0.1 以下	1 以下	
2	0.01 以下	1 以下	10 以下	
3	0.1 以下	10 以下	100 以下	

(5) 作業環境許容濃度から得られる吸入慢性毒性情報

クラス	ACGIH 又は日本産業衛生学会	
	TWA(mg/m ³)(気体)	TWA(mg/m ³)(粒子状物質等)
1	0 . 1 以下	0 . 0 1 以下
2	1 以下	0 . 1 以下
3	1 0 以下	1 以下

急性毒性を除く

(6) 生殖 / 発生毒性

クラス	EU リスク警句*	
	生殖機能を損なう	胎児に害を及ぼす
1	Repr. カテゴリー 1 (R60)	Repr. カテゴリー 1 (R61)
2	Repr. カテゴリー 2 (R60)	Repr. カテゴリー 2 (R61)
3	Repr. カテゴリー 3 (R62)	Repr. カテゴリー 3 (R63)

* 根拠となるデータがある場合

(7) 感作性

日本産業衛生学会 気道感作性物質	ACGIH*	EU リスク警句*
第 1 群	SEN,Sensitization 表示	R42 指定物質
第 2 群		

* 根拠となるデータがある場合

(8) 生態毒性

クラス	NOEC	L(E)C ₅₀	EU*
1	0.1mg/l 以下	1mg/l 以下	R50
2	1mg/l 以下	10mg/l 以下	R51

* 根拠となるデータがある場合

(9) オゾン層破壊物質

「オゾン層破壊物質」としてモントリオール議定書の規定に即して国際的に合意されている物質。

2 . 暴露性

暴露性を判断する項目としては、環境中における検出状況によることが最も確度が高いと考えられるが、数多くの化学物質のうちこれまで環境中濃度の測定が行われた化学物質は一部であることから、今回は「一般環境中での検出状況」又は「製造・輸入量」を主に用いることとした。

具体的な選定基準は次のとおり。

(1) 第一種指定化学物質

- ・過去 10 年間の「化学物質環境汚染実態調査（通称；黒本調査）」におけるモニタリング結果等により、複数の地域から検出された物質
- ・「1年間の製造・輸入量」が 100 トン以上の物質
- ・有害性ランクで発がん性クラス 1 の物質及び農薬は、「1年間の製造・輸入量」10 トン以上の物質
- ・オゾン層破壊物質については、過去の累積の「製造・輸入量」が 10 トン以上

(2) 第二種指定化学物質の選定基準

- ・過去 10 年間の「化学物質環境汚染実態調査（通称；黒本調査）」におけるモニタリング結果等により、1 地点から検出された物質
- ・「1年間の製造・輸入量」が 1 トン以上の物質

資料2 平成13年度PRTRバイロット事業における報告のしかた

平成13年度 PRTRバイロット事業 (排出量・移動量調査) における報告のしかた

PRTRバイロット事業（排出量・移動量調査）配布物一覧
本調査で事業者の皆様に配布した資料等は以下のものであります。足りない資料等がございましたら、至急、調査機関（自治体）の担当者までご連絡下さい。

調査依頼文書

- 全ての事業所から提出いただくものの
・様式1「調査機関用紙」(両面印刷してあります。以下、「様式1」という)
- ・アンケート用紙
- ・白色
- 様式1の「対象化学物質の取扱いの有無」でウに該当する事業所から提出いただくものの
・別紙(両面印刷してあります。)
- ・白色
- 調査説明資料
・PRTRバイロット事業における報告のしかた
　(本資料、以下、「報告のしかた」という。)
- ・PRTR排出量等算出マニュアル
　(以下、「マニユアル」という。)
- ・白色シート
- ・PRTRバイロット事業のための組成質問票・調査機関(自治体)への質問票
　(製品中に含まれる対象化學物質の含有量を購入先に質問する際に用いる質問票と、調査機関である自治体に対し調査の実施に関する疑問点を質問する際に用いる質問票です。それぞれ、ゴビ二してお使い下さい。)
- その他
・返信用封筒

排出量・移動量調査に係る提出物一覧
本調査で事業者の皆様に提出していただいた資料等は以下のものです。
いずれも配布した資料のうち、配布用紙が提出したい場合は、「調査依頼文書」でご確認下さい。
提出期限、業種シートの提出は不要です。

- 【全事業所】
・「様式1」
・アンケート用紙

【様式1】の「対象化學物質の取扱いの有無」でウに該当する事業所
【別紙】について対象化學物質毎に作成してまとめて下さい。

注意事項
本調査で使用する様式1、別紙はあくまでも平成13年度PRTRバイロット事業用です。PRTRにおいては、今回の様式ではなくなります。平成14年度から届出が始まる法律に基づく様式に従って届け出でなければなりませんので、ご注意下さい。

省 境 環 業 産 経

【様式 1 の記入要領】

様式 1

平成 13 年度 P R T R バイロット事業 調査票

平成 13 年 月 日

知事 殿

報告者 住 所 〒 ①

(ふりがな)

(ひらがな)

氏名 (法人にあつては名前及び代表者の氏名)

事業所 事業者の名称	③	事業所に用いられる構造物の名称	④
所在地 (ふりがな)	〒 ⑤	都道府県	市区町村
事業所において常時使用される従業員の数	⑥	事業所に用いられる構造物の種類	⑦
うち主たるもの	⑧	業種コード	⑨
うち次に多いもの	⑩		⑪
うち次に多いもの	⑫		⑬
第一種指定化学物質の排出量及び移動量	別紙番号 1 ~ ⑭ のとおり	第二種指定化学物質第 6 条第 1 項の基準に係るものであることをするところ	別紙番号 1 ~ ⑭ のとおり
本届出が第 6 条第 1 項に該当するものに○をすること	1. 有 2. 無	本届出が第 6 条第 1 項に該当するものに○をすること	1. 有 2. 無
担当者 (問い合わせ先) 氏名	⑮	担当者 (問い合わせ先) 氏名	⑯
電話番号	⑰	電話番号	⑱
※受理日 年 月 日	※整理番号		

- 備考 1 本事務所は、事業所ごとに作成することとする。
 2 本事務所において常時使用された従業員の数の欄には、平成 12 年 4 月 1 日現在 (平成 12 年度から始めた日) における事務所内にいる従業員の数を記載すること。
 3 たる事業所においては、当該事業所における従業員の数を記載すること。
 4 法人にあつては、当該届出に記載する業種が複数ある場合には、その複数の業種を記載すること。
 5 法人にあつては、記載しないこと。
 6 封筒及び別紙の用紙の大ささは、日本工業規格 A4 とすること。

①：報告者の住所
事業者の所在地の郵便番号と住所（都道府県名から番地まで）を記入して下さい。

別紙の記入要領

⑥・報告書の庄名

事業者の氏名を記入して下さい。

卷之三

（企業、事業者等）の名前を記入し工下書き

卷之三

調査対象事業所の名称（鶴査票が送付されてきた事業所）の名称（例：〇〇会社□□工場）及び所在地の郵便番号と住所を記入して下さい。

⑦ 事業所において常時使用される従業員の数 調査対象事業所（調査票が送付された事務所）において常時使用される従業員の数を記入して下さい。常時使用される従業員の数とは、平成12年度の4月1日の時点である事業者における従業員の数とは、平成12年度の4月1日より1ヶ月を超える期間を定めて使用されている人（嘱託、パート、アリバイトと呼ばれている人も含めます）、または前年度の2月及び3月中にそれぞれ18日以上使用されている人をいいます。

⑧⑨ (⑩⑪) : 業種名 及び 業種コード
業種名及び業種コードを本記入要領に従つて記入して下さい。コード番号は日本標準産業分類の業種の分類号に該当する業種を營むる場合に記入し、業種コードを主たるものとして最上欄に記入して下さい(記入欄に該当する業種につき併記して下さい)。

⑫：第一種指定化学物質の排出量及び移動量
報告対象となつた第一種指定化学物質年次に別紙を作成する必要があることから、作成した別

⑬：担当者の部署、及び⑭⑮：氏名、専門知識等の問い合わせをさせていただく場合がありますので、本報告の
記載を記入して下さい。

①：事業者において常時使用される従業員の数
　　事業者における常用雇用者数を記入して下さい。常時使用される従業員の定義は、⑦と同じです。

⑨：対象化物質の取扱いの有無
「排出等算出マニュアル」の「1. 届出対象事業者・届出対象物質の判定」(5ページ～28ページ)を参考にして、対象化物質の取扱いの有無及びその取扱量や、特別要件に該当する施設の有無を確認し、貴事業者が該当する記号(ア、イ、ウ)に○を付け、それと右欄に示す指示に従って、必要な書類を提出して下さい。

⑩：法第6条第1項に係る請求について
貴事業所において、いわゆる営業部屋に該当するものとして請求を行うことを予定しているかどうか該当する番号に○を付けて下さい。

【別紙の記入要領】

卷之三

別紙番号 ①

第一種指定化学物質の名称	②			
第一種指定化学物質の号番号	③			単位(該当するものに○をすること)
排出量 イ 大気への排出	④	⑤		
口 公共用水域への排出			⑥ 川、湖沼、海 域等の名称	⑦
ハ 当該事業所における土壤への排出 (二以外)			⑧	
ニ 当該事業所における埋立処分			⑨ 埋立処分を行う 場所(該当するものに○をすること)	
移動量 イ 下水道への移動	⑩	⑪		
口 当該事業所の外への移動(イ以外)				⑫
※整理番号				

別紙番号の欄に金 特定第二種指定化學物質についても本別紙を用いることとし、別紙番号の欄に金

別表第一に掲げる第一種指定化学物質の名稱の欄及び第一種指定化學物質の順に番号を割り振ることとする。

令別表第一に掲げる名称(令別表第一に別名のある第一種指定化物質にあつては、当該別名)及び号番号を記載すること。

4 排出量及び移動量の単位は、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については「kg」、ダイオキシン類については「mg-TEQ」を選択すること

5 排出量及び移動量の有効数字は2桁とすること。ただし骨盤が1辺辺長さに達する場合は、1辺辺長さを2倍する。また、骨盤の横径を測定する場合、骨盤の外側から内側へ向かって測定する。

6 公共用水域への排出が下位第2位以下に数点以下で構成される場合、小数点以下で構成される場合、得た数値を記載することとする。

○公文用紙の名称を記載すること。

当該第一種指定化学物質の取扱いに関する量について、それぞれ具体的に数値をご記入下さい(小数点以下は切り捨てて下さい)。なお、正確にわからぬ場合は、おおよその量を記入下さい。

1 平成12年4月1日現在の在庫量	(1)	kg
2 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの外部からの調達量(購入量)(調達していない場合は「0」とご記入下さい)	(4)	kg
3 平成13年3月31日現在の在庫量(年度内に製造し、使用して新たに販入(液体及び気体)して在庫となつた量は控えます)	(5)	kg
4 調査対象物質を製造されない場合は「0」とご記入下さい。	(6)	kg
5 平成12年4月1日から平成13年3月31日までの取扱量 $= (1 + 2 - 3 + 4)$	(7)	kg

当該第一種指定化学物質が副生成物の場合(該当する項目の番号に○をつけて下さい。)

- ① 製造する製品中に1質量% (特定第一種指定化学物質は0.1%) 以上含有されている反応プロセスや排水処理などの過程で分離
- ② 排水処理などの過程で意図的に生成
- ③ その他(以下に具体的に記入して下さい)

- ① : 別紙番号 報告対象となつた第一種指定化学物質の別紙を号番号の順に並べ、1から順に番号を記入して下さい。

- ②③ : 第一種指定化学物質の名称 及び号番号
第一種指定化学物質の名称及び号番号には、施行令別表第一に掲げる名称(施行令別表第一に別名の記載がある第一種指定化学物質については、その別名)及び号番号を記入して下さい。

- ④ : 単位
排出量及び移動量について「kg」、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質については「kg」、

- ダイオキシン類については「mg-TFO」を選擇し、該当する番号に○をして下さい。

- ⑤～⑪ : 排出・移動量
⑤～⑪それに各媒体等ごとの平成12年度1年間(平成12年4月1日～平成13年3月31日)の排出量・移動量を記入して下さい。

- (注)・算出した結果、排出量・移動量が“ゼロ”となつた項目には、「0」と記入して下さい。

- ・排出や移動があるかどうかわからない項目、排出・移動があつても把握できなかつた項目については、無記入で報告して下さい。

- ・排出量・移動量の有効数字は2桁で記入して下さい。ただし、ダイオキシン類以外の第一種指定化学物質の排出量又は移動量が1kg未満の場合、小数点以下第2位以下を四捨五入して得られた数値を記入して下さい。

- ・キシレン」や「ジニトロルエン」など異性体の区別をしないといけないなど複数の物質を含む対象物質の名称についている場合は、その対象化學物質名に含まれる全ての化學物質(例えば、「キシレン」が対象化學物質名となつている場合は、「0-キシレン」、「キシレン-2-キシレン」の合計量を記入して下さい。

- ・対象化學物質のようないくつかの金属化合物(錯塩及びシアン化合物(「無機シアン化物」、「無機シアン化物(錯塩及びシアン陰塩)及び「ほう素及びほう素の化合物」)、金属性塩を除く。)」、「ふつ化水素及びその水溶性塩」及び「ほう素及びほう素の化合物」について、複数の金属化合物(錯塩及びシアン陰塩を除く。)」、「ふつ化水素及びその化合物」について、複数の物質群ある場合(例えば、「6価クロム酸鉄」は、「クロム酸鉄」と「6価クロム酸」の両方に含まれる)は、該当する全ての物質群に含めて報告して下さい。

- ⑫ : 大気への排出
大気中へ排出されている量を記入して下さい。

- ⑬ : 公共用水域への排出
事業所から公共用水域(河川、湖沼、海域等)へ排出している量を記入して下さい。

- ⑭ : 排出先の河川、湖沼、海域等の名称
排水が最初に流入する河川、湖沼、海域等の名称を記入して下さい。

- ⑮ : 当該事業所における土壤への排出
事業所敷地内で埋立処分している廃棄物に含まれる量を記入して下さい。

- ⑯ : 埋立処分を行なう場所の種類
事業所敷地内で行なう廃棄物の埋立処分に第一種指定化學物質が含まれている場合、埋立処分地の区分を、「安定型」「管理型」「遮断型」から選び、該当する番号を○で明んで下さい。

- ⑰ : 下水道への移動
事業所から公共下水道へ放流している廃水に含まれる量を記入して下さい。

(12) 当該事業所の外への移動
の廃棄物の処理を行つため、事業所外へ運び出される廃棄物に含まれる量を記入して下さい。この廃棄物には有価物は含まれません。

(参考資料)

(2)(D)対象業種の区分

業種区分		業種コード
1 金属製業	贵金属製造業 非貴金属製造業	0510 0520 0530
2 原油・天然ガス輸業	その他の金属製造業	0590
3 製造業 a 食品製造業	畜産食品製造業 水産食品製造業 製菓・缶詰・果実缶詰・漬物保存食製造業 乳製品製造業 肉類製造業 魚類製造業 パン・菓子製造業 動物油脂製造業	0710 0720 0730 0740 0750 0760 0770 0780
b 飲料・化粧品・調理品製造業	その他の飲料製造業 酒類・飲料水製造業 茶・コーヒー製造業 飲料水製造業 調理品製造業	1220 1230 1240 1250 1260
c 繊維工業	織物業 紡績業 紡糸製造業 織物整理業 縫製・縫合業	1310 1320 1330 1340 1350 1360
d 衣服・その他の繊維製品製造業	下着・寝具・寝装品製造業 毛皮・熱帯衣類・身の回り品製造業 和装品・足袋・靴等業 その他の衣服・被服・身の回り品製造業 織物製(不織布製及リース製を含む)・外衣・シャツ製造業	1420 1430 1440 1450 1460 1470 1480 1490
e 木材・木製品製造業	造材業・木製品製造業 造作材・合板・建築用組立材料製造業 木造全般製造業(竹、木と含む。)	1510 1520 1530 1540 1550 1560 1570
f 家具・装飾品製造業	その他の木製品製造業 家具用具製造業	1580 1590 1600 1620 1630 1650 1670
g ハーフ・紙・紙加工品製造業	ハーフ・紙製造業 加工紙製造業 紙製品製造業 紙包装品製造業	1720 1730 1740 1750
h 出版・印刷・同様連産業	新聞業 出版業 印刷業(原字印刷業を除く。) 製版業 印刷機械・印刷物加工業	1810 1820 1830 1840 1850 1860 1870 1880
3 製造業 (続き)	電子機器・印前処理・サービス業 化学肥料製造業 無機化字工業製品製造業 有機化字工業製品製造業 化学特殊製造業 油脂加工製品・石けん・合成洗剤・界面活性剤・醫科製造業	1910 1920 1930 1940 1950 1960 1970 1980 1990 2010 2020 2030 2040 2050

業種区分		業種コード
s 電気機械器具製造業	その他の機械・同製品製造業 電気用送電用・配電用・配電器具製造業 民生用電気機械器具製造業 軍事用電気機械器具製造業 通信機械器具・同関連機械器具製造業 電子計算機・同関連機械器具製造業 電子用新開発器具製造業 電気社用器具製造業 電子部品・ノイズ製造業 その他他の電気機械器具製造業	3010 3020 3030 3040 3050 3060 3070 3080 3090
t 輸送用機械器具製造業	自動車・同付属品製造業 軽自動車・同付属品製造業 自転車・同付属品製造業 船舶製造・修理業・軌道用機械器具製造業 航空機・同付属品製造業 その他他の輸送用機械器具製造業	3110 3120 3130 3140 3150 3160 3170 3180 3190
u 精密機械器具製造業	計量機器・測定器・分析機器 測量機器・装置器具製造業 医療用機械器具・医療用品製造業 光学機械器具・測定器具製造業 日用精製品・化粧品・化粧器具製造業 時計・同付属品製造業	3220 3230 3240 3250 3260 3270 3280 3290 3300
v 武器製造業	武器製造業 防衛装備業 特殊装備業(てんこ組立業を除く。) 特殊装備以外の特殊装備業(てんこ組立業を除く。) 特殊装備(てんこ組立業を除く。)特殊装備業(てんこ組立業を除く。) 特殊装備業(てんこ組立業を除く。)特殊装備業(てんこ組立業を除く。) 特殊装備車両(体積を格較する場合を除く。)特殊装備車両(体積を格較する場合を除く。) その他の武器製造業 武器製品製造業 火薬・爆薬用具製造業 人身・船員用具品・ガソリン・同関連品製造業(金属・宝石製造を除く。) 兵器・装備・消耗品・修理業 機器動作装置 拳銃等生活雑貨製品製造業 他二分類(まじない)製造業	3330 3340 3350 3360 3370 3380 3390 3410 3420 3430 3440 3450 3460 3470 3480 3490 3500 3600 3700 3800 3900 4400 5132 5142 5220 5930 7210 7410 7700 7810 8620 8630 8716 8722 9140
w その他の製造業	貴金属製品製造業(宝石・石加工を含む。) 楽器製品製造業 運動用具製造業 人身・船員用具品・その他の事務用具製造業 自身具・装飾品・ガソリン・同関連品製造業(金属・宝石製造を除く。) 機器動作装置 拳銃等生活雑貨製品製造業 他二分類(まじない)製造業	3410 3420 3430 3440 3450 3460 3470 3480 3490 3500 3600 3700 3800 3900 4400 5132 5142 5220 5930 7210 7410 7700 7810 8620 8630 8716 8722 9140
4 空気業		
5 ガス業		
6 熱供給業		
7 下水道業		
8 垃圾業		
9 廉價業(賃貸物を保管するもの又は貯蔵タンクにより気体若しくは液体を貯蔵するものに限る。)		
10 石油卸売業		
11 液体ガラス・アセチレン等の貯蔵業(エアコン・デジタル等を取扱うものに限る。)		
12 自動車卸売業(自動車用エアコン・デジタル等を取扱うものに限る。)		
13 燃料小売業		
14 先端業		
15 写真業		
16 実験整備業		
17 機械修理工業		
18 商品検査業		
19 計量証明業(一粒計量証明業を除く。)		
20 一般機械物販売業(ゴム処理業に限る。)		
21 産業機械器具分業		
22 特別管理産業(機械工具分業を含み、人文科学のみに係るものをお除く。)		
23 自然科学研究所		